

平成22年度第1回福島町国民健康保険運営協議会議事録

◇日 時	平成22年9月8日(水) 午後6時00分～午後6時35分					
◇場 所	福島町役場 庁議室					
◇出席委員	委員(会長)	吉村 次郎	委員(副会長)	川井 宏道	委 員	山田 正宏
	委 員	西田 光甫	委 員	深浦 法正	委 員	小笠原 実
	委 員	富山 雅則	委 員	澤田 慶子	委 員	竜川 征一郎
	(9名)					
◇説明員	町 長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘	課 長	盛川 哲
	財務課長	本庄屋 誠	総括主査	工藤 泰	主 査	原田 良子
	主 査	西田 真弓	主事補	福井 理央		

開 会 (午後6時00分)

○事務局

本日はご多用のところ出席いただきありがとうございます。4月1日から国保担当となりました町民課の盛川です。よろしくお願ひします。

○事務局

同じく4月1日から、財務課長になりました本庄屋と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

それでは平成22年度第1回福島町国民健康保険運営協議会を開催いたします。議事進行については、会長となりますのでよろしくお願ひします。

○会長

皆様、お晩でございます。お疲れのところ、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。本日の会議は報告事項が2件、議案が1件です。

よろしくご審議のほどお願ひします。

それではここで、町長よりご挨拶お願ひいたします。

○町長

皆さん、お晩でございます。お疲れのところ

ご苦労様でございました。本日出席されている委員さんで、昨日の介護保険の運協にも出席していただいた方もいらっしゃいます。ご苦労様です。今日の議案は後程、吉村会長からもお話があると思いますが、この14日から9月定例会が開催されまして、その中で平成21年度の決算認定、そして議案にあります通り補正予算等が議会で審議されます。また国保会計全般にみましても、累積に黒字があったために収支が黒字になっておりますけれども、単年度収支からいくと医療費の伸び等含みましてやはり赤字であったなど、そのように思っております。また町の方も、昨年あるいは今年と比較した場合においては税において2千万円を超える減になっております。総体的に福島町の財政状態が良くないと、課税状況に表れるのかなと思っております。そういう中でやはり滞納の圧縮、現年度分についても特別班を作りまして全職員での徴収等に当たっているのが現状でございます。

また事例として、大きな病気になった方が高額医療の段階において税が滞納しているため、町に相談に来た段階で支払ってもらうという扱いで証明書を出したり、大きな病気をするとう保険者の皆様方も悩みがあるというケースも、今年になってから何件かありましたのでこの機会にご報告いたします。

昼間のお仕事でお疲れでしょうが、報告2件、議案1件、忌憚のない意見を出していただきたいです。よろしくお願いいたします。

会議成立宣言

○会長

本日の出席委員は、川井委員が少し遅れてきますが9名中全員です。福島町国民健康保険条例第2条各号委員もそれぞれ出席しておりますので、会議は成立いたしました。よって、平成22年度第1回福島町国民健康保険運営協議会を開催します。

議事録署名委員の指名

○会長

本日の議事録署名委員は、川井委員と澤田委員を指名します。早速審議に入ります。報告第1号について事務局より説明よろしくお願いいたします。

報告第1号平成21年度福島町国民健康保険特別会計の決算について

○事務局

それでは報告第1号平成21年度福島町国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

説明の前にお詫びしたいのですが、議案の方にページをふるのを忘れてしまいました。大変申し訳ありませんでした。目次の次のページ報告第1号より1ページ、次の歳出の要因を2ページと順に記載していただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、議案の1ページをご覧ください。まず、報告第1号の決算状況です。そこに記載がありますように、平成21年度の歳入歳出決算額は、歳入総額が9億7千2万3,190円で、歳出総額が8億8千248万6,465円となり、

歳入歳出の差引額が8千753万6,725円となっております。後ほど議案の平成22年度予算の補正内容でもご説明いたしますが、この額が平成22年度への繰越金となります。ただ、平成19年度より3年連続の黒字となりましたが、実質的な単年度収支を考えた場合、昨年度の繰越額が1億2千万円ほどとなりますので、この繰越金を差し引いた単年度収支額では4千165万4千円の赤字となっております。

歳入歳出の科目別の詳細については、資料編の7ページの方に記載されておりますので、後ほどご参照していただきたいと思っております。

次に2ページ目をご覧ください。単年度収支では赤字となった主な要因について記載しております。

まず歳出では、保険給付費についてお示しをしております。資料編の16ページをお開きください。ここにもありますように、当町の医療費は管内でも依然上位になっております。ただ、ここ2年間は平成19年度をピークに、年々減少傾向にありまして、今年度は月平均4,600万円程度で推移しております。前年度決算額に比べて1,979万2千円の減額となっております。

しかし、決算状況にも見られるように、単年度収支では赤字となっておりますので、健全な財政状況を確保する上からも、歳出の大半を占める医療費の抑制を図る必要があります。現在、推進している「いきいき健康ふくしま21」などの健康増進と予防医療に重点を置いた対策を、福島医歯会などの関係機関と連携し、引き続いて対策を講じていく必要があると考えております。

また、歳出額が膨らんだ要因として資料の14ページをご覧ください。平成20年度実績に伴う精算として国庫及び支払基金への還付金が、6,480万円ほどありこれらの影響もあると考えられます。

次に歳入についてなのですが、景気の低迷や

水産業の不振による所得の減少が影響しております。議案の2ページにもありますが、一番下の方に賦課総額で平成19年から20年度で2千207万円、20年度から21年度で、1千748万円の減少となっております。収納率では、税務担当者の努力によって、20年度に引き続いて平成21年度も93.42%と高い収納率を確保することができました。今年度の調整交付金に影響する収納率ですが、全国的には所得が下がっているということもあり、今年度に限っては基準が92%となっております。それでもクリアはしております。収入額でも、1千996万円の減額と大きな要因となっております。更に歳入では、交付金で医療費が下がったことの連動により国庫、療養給付費交付金、共同事業交付金等も減っております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。ただ今事務局より報告第1号について説明がありましたが、この件について質疑があればお受けしたいと思います。何かございませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、報告第1号につきましては審議を終わりたいと思います。

報告第1号について了承してよろしいでしょうか。

(「いい」との声あり)

ありがとうございます。なければこれで審議は終了したいと思います。

報告第2号福島町国民健康保険条例の一部改正について

○会長

続きまして、報告第2号福島町国民健康保険条例の一部改正について事務局説明をお願いします。

○事務局

では、議案の3ページです。報告第2号といたしまして、福島町国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。平成22年3月8日に開催されました第3回国保運営協議会で説明しておりますが、平成22年4月1日より国において、国民健康保険税の課税限度額について国と同額の69万円から73万円へ4万円引き上げたものです。これにつきましては、基礎医療給付分が47万円から550万円へ3万円の引き上げ、後期高齢者支援分が12万円から13万円へ1万円引き上げ、介護納付金分は10万円を据え置きで合計で73万円に改正したもので、平成22年4月26日開催の定例会4月会議で可決されておりますので報告いたします。参考までに、平成22年度渡島管内の限度額の資料がありますが国と同額になっているのは福島町を含めて、知内町、北斗市、鹿部町となっております。以上で説明を終わります。

○会長

はい。ありがとうございました。ただいま報告第2号について説明がありました。この件について質疑があればお受けしたいと思います。

(「なし」との声あり)

なければ、報告第2号につきましては審議を終わりたいと思います。

報告第2号について了承してよろしいでしょうか。

(「いい」との声あり)

ありがとうございます。なければこれで審議は終了したいと思います。

議案第1号平成22年度福島町国民健康特別会計補正予算(案)について

○会長

引き続きまして、議案第1号平成22年度福島町国民健康特別会計補正予算(案)について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

4ページをお開きください。議案第1号平成22年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について説明いたします。9月議会に対して補正するものであります。（1）補正の主なものについてですが、歳入について報告第1号で平成21年度の決算が確定したことにより、繰越金が生じたので歳入から歳出を引いた、8千753万6千725円を増額補正するものであります。（2）平成21年度の退職者医療療養給付費の額が確定したことによりまして133万6千753円が増額補正及び平成22年度の退職者医療療養給付費の交付決定により、1千700万円を減額補正するものであります。

次に、5ページです。歳出の主なものについてですが、平成21年度の療養給付費国庫負担金の実績確定によりまして、ここに記載のとおり超過交付となっております、決定額が1億4千474万9千21円ですが、交付決定が1億5千508万5千983円ということで、差し引いた1千33万6千962円を返還しますのでこれを補正いたします。（2）老人保健医療費の拠出金ですが、これも22年度の額が確定しまして、予算で100万円予算措置しておりましたが、請求の確定により本年度231万9千897円により、131万9千897円増額補正するものです。

次6ページをお開き下さい。9月議会に補正する款ごとの現予算額と補正額の総括表です。歳入歳出それぞれ1千174万5千円増額しまして、歳入歳出それぞれ9億2千153万4千円とするものです。先程、歳入について主なものを説明しましたが、国民健康保険税につきましては、当初予算で組んだ額に賦課調定の額を合わせまして1千78万7千円減額補正しております。また国庫支出金については医療費に対する財源調整している普通調整交付金を、今回4千952万1千円減額するものであります。歳出については、後期高齢者支援金等の確定等

により不足額が生じ、14万7千円程増額しております。

あと詳細につきましては、資料の17ページから19ページまで掲載しておりますのでご参照ください。以上で簡単ですが議案第1号の説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。ただ今議案第1号について説明がありました。この件について質疑があればお受けしたいと思います。

○委員

確認なのですが、老人保健医療費の拠出金が予算額に対して倍以上の金額を補正していますが、その原因というのは何なのでしょう。

○事務局

平成20年3月で老人保健医療費は終わっている、その確定です。

○委員

わかりました。それから、補正予算の科目別総括表の中の諸支出金の金額が予算減額に対して大幅に補正になっていますが、これに関してはどのような内容になっているのですか。

○事務局

先程も説明しましたが、国庫支出金の返還金分です。

○会長

あと、何か質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、議案第1号につきましては審議を終わりたいと思います。

議案第1号について了承してよろしいでしょうか。

（「いい」との声あり）

○会長

他に無ければ、これで会議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

○事務局

事務局よりよろしいでしょうか。国民健康保険運営協議会委員が9月30日をもって任

期満了になります。被保険者の公募という新しいルールもできました。また引き続きお願いすることとなるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今、国保税の税率見直しの検討中ですが、昨年黒字が出て税率がこれでいいのかと、財政生計を立てています。税率改正が必要なのか或いは必要無いかということを含めまして、この次の運営協議会で将来設計の判断等をしてもらおうと考えております。実は平成25年度から後期高齢者医療制度が無くなり、新制度になるという事で、その後は国保に再び75歳以上の方も入ってくるかもしれません。まだ不確定で、新制度になるまでの推定をどうにかしようと検討中ですので、頻繁にはなりますが10月頃にでもまたお目にかかって相談出来ればと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○会長

後期高齢者医療制度は、そのようになってきているのですね。

○事務局

そうですね。不確定ですが、政府では平成25年度の4月から新制度に移すという話が出ています。

○町長

75歳以上の後期高齢者の方々が広域連合で国保から抜けていきますから、去年は単年度収支では赤字になっていきますけど、平成19年20年と後期高齢者医療制度が始まって初めて黒字になってきました。

今、特に後期高齢者の問題については過疎が進んでいる自治体にとっては、設立する時に色々と議論がありましたけれども、結果的には町村の国保会計のことを考えると、課税の少ない高齢者が多いわけですから、制度に伴って結構恩恵を被ってきました。それが今、平成25年に新制度となり国保に入っただいて、その後のスパンははっきりしていませんが、これは国保連合会もそうですし北海道だけでなく全

国的に大きな動きが出ると思っておりますが、高齢者の為の新たな医療制度についても中間とりまとめということで、実は8月にまとめたものが高齢者医療制度改革会議ということで、そちらの報告書もあがってきています。これからは北海道の全自治体が、この件について関心を持っていかなくてはならないです。

今、北海道には後期高齢者医療制度の広域連合を作っております。ですからそれが無くなって一般国保に戻ったとしても、今の自治体との国保会計の中での仕切りがどうなっていくのか、それと、北海道の後期高齢者広域連合というのは、何十億円もかけて職員を採用し、機器を準備し莫大な予算で運営しています。それが廃止になった時に、全て無くするのかということで、国保の中での扱いがどうなっていくのかということです。

また、空知管内においては国保会計を広域連合でやっている地域もあります。渡島管内でも話題にしております。当町は保険税ですが、函館市等は保険料にして分けています。税と料、そういう違いもあります。

あと、税の支払い方法ですが当町は9期に分けて支払いをしていただいておりますが、松前町等は10期に分けています。そういうことで各自治体の税の徴収が渡島管内だけでも、統一されていないので、平成25年に向かって後期の方々がどういう動きになっていくのかですね。

○事務局

事務局からは以上です。

閉 会 宣 言

○会長

他になければ会議を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

なしと認め、会議を終わります。本日は大変お忙しいところ、迅速かつ慎重なご審議どうも

ありがとうございました。

閉 会（午後 6 時 35 分）
